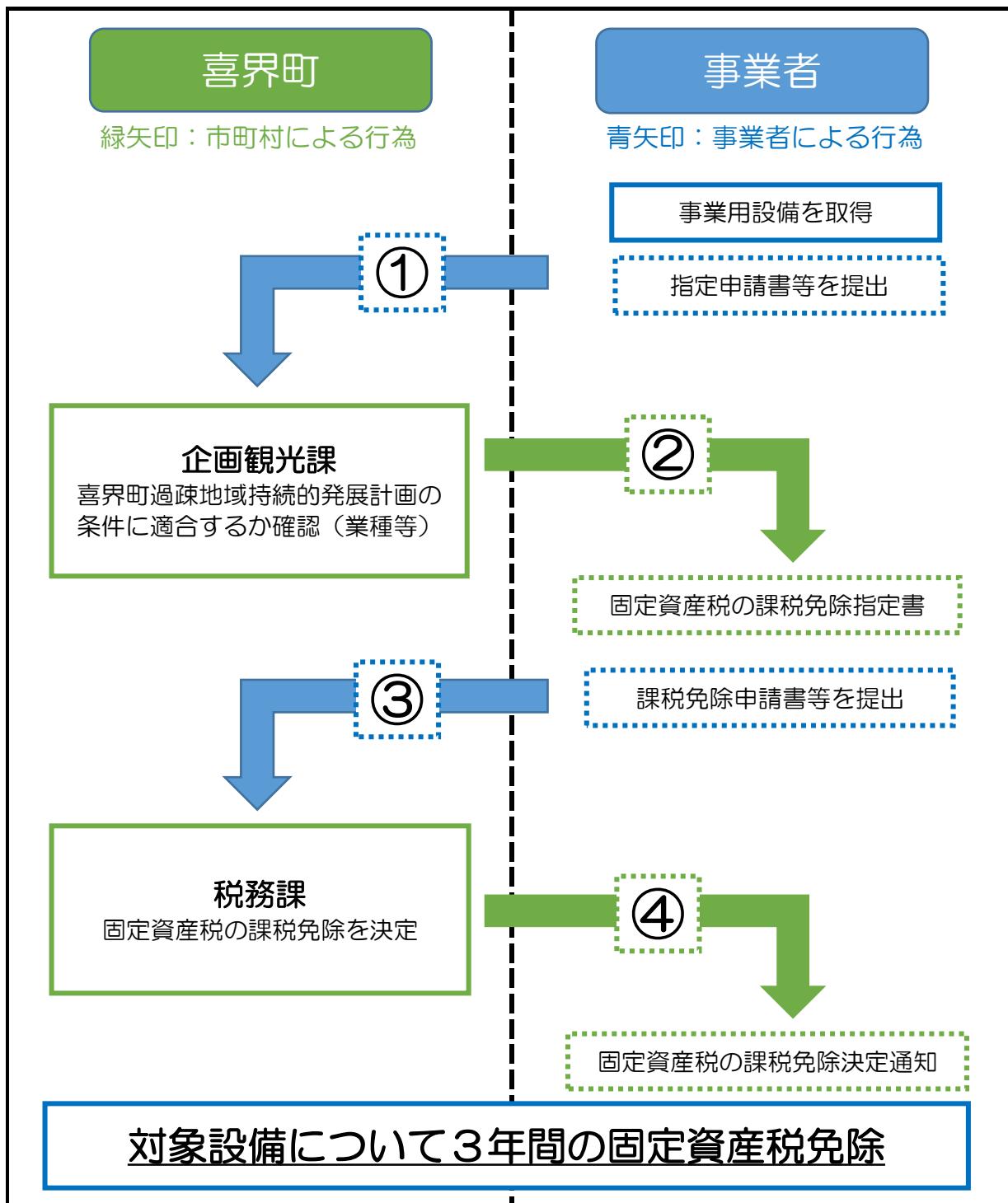


固定資産税の課税免除までの流れ



指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象設備の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

- 適用要件等に該当しなくなったとき。 ○特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
- 事業の廃止または休止があったとき。 ○その他事業の施工方法が不適切であると認められるとき。
- 指定時の条件に違反したとき、町に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。